

2017年度 明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成／経費助成） 募集要項
（兼 明治大学連合父母会海外留学助成金 募集要項）

2016年11月10日
国際教育センター

1 概要

【明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成／経費助成）】

- ・ 協定留学または認定留学の制度を利用して留学する学生に対し、選考の上、「明治大学外国留学奨励助成金」を支給します。本助成金は返還の必要のない給付型の助成金です。当助成金の申請を希望する学生は、募集要項記載事項を十分に確認し、必要書類をすべて揃えた上で期限までに申請してください。
- ・ 「外国留学奨励助成金」には、以下の**2種類**の助成があります。
 - A 「海外留学授業料助成」**：留学先授業料が発生する留学プログラム参加者に授業料を助成
 - B 「海外留学経費助成」**：留学先授業料の発生有無にかかわらず、留学プログラム参加者に経費を助成
- ・ 助成金の種類(A/B)により、申請資格が異なります。
- ・ 「A 海外留学授業料助成」を優先して支給します。
- ・ 申請状況により、本制度では申請者全員に助成金が支給されるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

【明治大学連合父母会海外留学助成金】

- ・ 「外国留学奨励助成金」への申請は、明治大学連合父母会による「明治大学連合父母会海外留学助成金（学部生のみ対象）」への申請を兼ねています。「外国留学奨励助成金」への申請者のうち、明治大学連合父母会海外留学助成金の申請資格を満たしている学部生については、国際教育センターが取りまとめて連合父母会に申請を行います。

2 申請資格

（1）明治大学外国留学奨励助成金

A 海外留学授業料助成

下記の①～⑤**すべて**の条件を満たす者

- ① **2017年4月1日～2017年12月31日**までの間に留学先機関において正規学生として登録を完了し、留学を開始した、または開始する者（渡航日ではなく、**授業開始日**が対象）。
- ② 学部教授会、大学院研究科委員会、専門職大学院研究科教授会において「**協定留学**」（大学間協定または学部間・研究科間協定留学）または「**認定留学**」を承認された者。
- ③ **指定された期日までに授業料の請求書ならびに納入が確認できる領収書または振込明細書を提出できる者。**
- ④ 明治大学における学業成績（通算 GPA）が**学部生 GPA2.00 以上、大学院生 GPA3.00 以上**ある者（会計専門職大学院生のみ GPA1.70 以上）。
- ⑤ **留学先授業料が発生する10週間以上**の留学プログラムに参加する者。

【注意事項】

- ※ 「明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成）」は授業料免除制度ではありません。
- ※ 国際日本学部のアカデミック留学・インターンシッププログラムへの参加者は、本助成金（A 海外留学授業料助成）に応募することはできません。（B 海外留学経費助成）にのみ応募可。）

B 海外留学経費助成

下記の①～④すべての条件を満たす者

- ① 2017年4月1日～2017年12月31日までの間に留学先機関において正規学生として登録を完了し、留学を開始した、または開始する者（渡航日ではなく、**授業開始日**が対象）。
- ② 学部教授会、大学院研究科委員会、専門職大学院研究科教授会において「**協定留学**」（大学間協定または学部間・研究科間協定留学）または「**認定留学**」を承認された者。
- ③ 明治大学における学業成績（通算 GPA）が**学部生 GPA2.00 以上、大学院生 GPA3.00 以上**ある者（会計専門職大学院生のみ GPA1.70 以上）。
- ④ **10週間以上**の留学プログラムに参加する者。

(2) 明治大学連合父母会海外留学助成金

学部生で、上記の明治大学外国留学奨励助成金（「A 海外留学授業料助成」および「B 海外留学経費助成」）に申請をした者

【注意事項】

※ 別途の申請は不要。（国際教育センターが取りまとめて明治大学連合父母会に申請を行います。）

3 採用基準

(1) 明治大学外国留学奨励助成金（A 海外留学授業料助成 および B 海外留学経費助成）

- ・ 「A 海外留学授業料助成」を優先して支給します。
- ・ 予算を超えて「A 海外留学授業料助成」に応募があった場合は、「A 海外留学授業料助成」の申請資格を満たしている成績優秀者から順番に「A 海外留学授業料助成」を支給します（この場合、「B 海外留学経費助成」に応募された方への支給はありません）。
- ・ 「B 海外留学経費助成」は、予算の範囲内で、参加プログラム内容および成績により順番に支給します。

(2) 明治大学連合父母会海外留学助成金

- ・ 明治大学連合父母会海外留学助成金は、明治大学外国留学奨励助成金の申請資格を満たす申請者（学部生のみ）全員が対象となります。
- ・ 助成金額は父母会予算の範囲内で変動します。
- ・ 助成金額は採用通知にて報告します。

4 助成金額

(1) 明治大学外国留学奨励助成金

A 海外留学授業料助成

留学先機関の**授業料**（施設利用料、登録料、手数料等は含まない）を日本円に換算し、留学期間中に明治大学に納入する授業料と比較して以下の通り助成します。

| | |
|------------------------------|------------------|
| 留学先授業料が本学授業料よりも 高い 場合 | 本学授業料相当額 |
| 留学先授業料が本学授業料よりも 低い 場合 | 留学先授業料を日本円に換算した額 |

【注意事項】

- ※ 換算レートについて：日本円の換算レートは、日本国政府財務省告示「出納官吏事務規程第14条および第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件」に記載の最新レートを採用し、換算後の助成額の百円未満は切り捨てることとします。
- ※ 1学期未満の留学の場合について：留学先授業料と本学1学期分の授業料を比較します。
- ※ 支給時期について：「A 海外留学授業料助成」は留学先授業料の納入が確認されてから支給します。

※ 他奨学金との併給について：日本学生支援機構海外留学支援制度等の給付型奨学金（授業料補助や経費補助）を受給する学生は、前述の本制度による助成金額と給付型奨学金との差額のみを助成します。

B 海外留学経費助成

採用された学生は、海外留学経費を以下の通り助成します。（予定額）

| | |
|---------------------------------|-------|
| 1 学年間の場合 | 20 万円 |
| 1 学期間（セメスター）の場合 | 10 万円 |
| 1 学期未満（クォーター（10 週間以上）, セメスター未満） | 7 万円 |

(2) 明治大学連合父母会海外留学助成金

助成金額は父母会予算の範囲内で変動するため、採用通知にて報告します。

5 受給者の義務

受給者は、以下（1）～（3）の義務が発生します。**義務が果たせない場合は、助成金の返還を求めます。**

- （1）国際教育センター主催の海外留学説明会およびオリエンテーション等での発表や、明治大学が発行する出版物等への留学体験記の寄稿等の依頼へ協力すること。
- （2）留学情報を適切に報告すること（特に、申請後やむを得ない理由により留学期間を短縮した場合は、留学期間に応じた助成金額に調整する必要があるため、必ず早めに申し出ること）。
- （3）帰国後 1 カ月以内に留学報告書および留学先機関発行の成績証明書のコピーを提出すること。

| 提出書類 | 注意事項 | 提出方法・提出先 |
|---------------------|--|--|
| ① 留学報告書 | 所定様式（大学間または学部間協定留学者で、協定留学者の義務として国際教育事務室または所属学部事務室に留学報告書を提出した場合も、本助成金用の報告書を別途作成し、提出すること）。 | 提出方法： E-mailにてデータ送付 提出先： 国際教育事務室 global_p@meiji.ac.jp |
| ② 留学先機関発行の成績証明書のコピー | 帰国後 1 カ月以内に入手できない場合は、（1）留学報告書提出時にその旨報告し、いつまでに入手予定か報告の上、入手次第コピーを提出すること。 | 提出方法： 紙（原本のコピー）または E-mailにてデータ（PDF）送付 提出先： 各キャンパス国際教育事務室（中野は 3 階事務室の国際担当） global_p@meiji.ac.jp |

6 申請期間

2017年7月10日（月）～2018年1月9日（火）まで

【注意事項】

※ 申請期間外の申請は一切認めません。必ず期間内に書類を揃えて提出してください。

7 申請書類提出場所

所属学部／研究科の事務室開室時間内

【注意事項】

- ※ 国際教育事務室ではありませんのでご注意ください。
- ※ 締切後や開室時間外での書類受付は一切行いません。

8 提出書類

以下の3点に注意の上、提出書類を準備してください。なお、提出書類は申請する助成の種類によって異なります。

【注意1：提出書類の種類・不備について】

- ・ 「A 海外留学授業料助成」と「B 海外留学経費助成」で提出書類が異なりますので、ご注意ください。
- ・ 書類に不備・不足があった場合は選考対象外とします。提出前に申請者の責任においてよく確認してください。

【注意2：書類提出における注意】

- ・ 書類はすべて **A4 サイズ**、**片面印刷**で揃えてください。
- ・ A4 よりも小さい場合は、A4 用紙に貼付する等工夫してください。表紙およびホチキス止めは不要です。

【注意3：郵送での提出書類の受付について】

申請期間開始日までに既に留学を開始している場合のみ、郵送での書類一式の提出を認めます。

- ※ すべての書類が揃い次第、提出してください。
- ※ **申請期間内締切日必着**で、留学先から直接郵送しても、日本国内の保護者の方から郵送していただいても構いません。
- ※ 郵送する際には、必ず書留等（海外からの場合は、EMS/DHL/FEDEX 等）**配達記録の残る方法**で、**所属学部／研究科事務室宛**に郵送してください。

(1) 明治大学外国留学奨励助成

A 海外留学授業料助成〔兼 明治大学連合父母会海外留学助成金（学部生のみ）〕

「明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成）提出書類チェックリスト」を表紙にし、下記書類①～⑩を順に揃えて提出してください（※1）。なお、「A 海外留学授業料助成」の申請書は、「B 海外留学経費助成」および「明治大学連合父母会海外留学助成金（学部生のみが対象）」の申請書を兼ねていますが、各助成の受給にはそれぞれの申請資格を満たしていることが必要です。

【提出書類】

- ① 明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成）申請書（所定様式）
- ② 学習・研究計画書
- ③ 成績通知表（※**2016 年度秋学期までの成績通知表：2017 年 7 月中にダウンロードすること**）
- ④ 留学先機関発行の入学許可書コピー
- ⑤ 留学先機関の授業料が明記された請求書等のコピー ※2
- ⑥ 留学先機関の授業料を納入したことを証明する書類（領収書または振込明細書のコピー）※2
- ⑦ 理由書（書式自由。申請時に授業料に関する上記⑤、⑥のいずれか一方もしくは両方が提出できない場合）※2
- ⑧ 留学先機関の授業料および授業料支払いスケジュールが分かる書類（申請時に授業料未納の場合）※2
- ⑨ 銀行口座振込依頼書（所定様式）
- ⑩ 指定した銀行口座の表紙および見開きページのコピー

※1 提出書類の詳細・注意点については、「提出書類チェックリスト」を参照してください。

※ 2 留学先機関の授業料に関する書類が申請期間内に提出できない場合、提出書類に関する注意点を参照してください。

A 海外留学授業料助成への提出書類に関する注意点

ア 留学先機関の授業料の請求書・領収書の一方または両方を申請期間内に提出できない場合：

- ・ 助成金申請時点で授業料のすべてまたは一部が未納の場合は、「1. 明治大学外国留学奨励助成金留学授業料助成申請書」の該当欄に、チェックを入れ、請求書・領収書提出予定日を明記した上で、提出のできない請求書・領収書以外のすべての書類（理由書含む）を申請期間内に提出し、後日請求書・領収書の PDF を指定の宛先にメールで提出すること。

※ 理由書には、授業料の請求書・領収書が応募時に提出できない理由を、留学先機関の定める支払スケジュールを含めて詳細に記入してください。また、必ず提出予定日を記入してください。

※ 申告日までに書類の提出がない場合は、明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成）の選考対象外となります。

- ・ 助成金支給スケジュールの都合上、留学先機関の締切日に関わらず、必ず **2018年2月9日（金）**までに授業料納付を完了し、証拠書類を国際教育事務室に送付してください（PDF スキャンデータ）。

※ 締切日までに留学先授業料の納付が確認できない（書類の提出がない）場合は、留学授業料の助成はできませんのでご了承ください。

【領収書等提出先】

国際教育事務室 明治大学外国留学奨励助成金担当 global_p@meiji.ac.jp

イ ダブルディグリーやデュアルディグリー等、年度を超えて留学する場合：

複数の年度にまたがる留学プログラムに参加する場合は、該当する年度毎に申請をしてください

- ※ 2018年1月以降に開始する留学プログラムの海外留学授業料・経費は、2018年度明治大学外国留学奨励助成金に応募する必要があります。

B 海外留学経費助成〔兼 明治大学連合父母会海外留学助成金（学部生のみ）〕

「明治大学外国留学奨励助成金（海外留学経費助成）提出書類チェックリスト」を表紙にし、下記書類①～⑥を順に揃えて提出してください（※ 1）。なお、「B 海外留学経費助成」の申請書は、「明治大学連合父母会海外留学助成金（学部生のみが対象）」申請書を兼ねていますが、各助成の受給にはそれぞれの申請資格を満たしていることが必要です。

【提出書類】

- ① 明治大学外国留学奨励助成金（海外留学経費助成）申請書（所定様式）
- ② 学習・研究計画書
- ③ 成績通知表（※2016年度秋学期までの成績通知表：2017年7月中にダウンロードすること）
- ④ 留学先機関発行の入学許可書コピー
- ⑤ 銀行口座振込依頼書（所定様式）
- ⑥ 指定した銀行口座の表紙および見開きページのコピー

※ 1 提出書類の詳細・注意点については、「提出書類チェックリスト」を参照してください。

9 申請後の流れ

- ・ 審査結果は、大学に届け出た保証人住所宛てに国際教育事務室から郵送で通知します（保証人が海外在住の場合は、申請者本人にメールで通知します）。審査に関する途中経過、審査内容等に関する問い合わせには一切お答えできませんのでご了承ください。
- ・ 申請後のスケジュールは以下のとおり、予定しています（諸事情により日程が変更になる可能性がありますので、あらかじめご了承ください）。

【スケジュール】

| | |
|------|-------------|
| 審査期間 | 2018年1月～2月頃 |
| 結果通知 | 2018年3月頃 |
| 支給時期 | 2018年3月～4月頃 |

10 個人情報の取扱い

申請により提供された個人情報は、本助成金への申請・支給及びこれらに付随する事項に係る業務にのみ使用されま
す。

11 問合せ先

明治大学国際教育事務室

窓口開室時間：平日 9:00-11:30, 12:30-17:00, 土曜日 8:30-12:00（駿河台のみ）

メールアドレス：global_p@meiji.ac.jp 電話番号：03-3296-4487

※ 日曜・祝日（休日授業実施日は除く）は閉室。

※ 夏季・冬季休業期間は開室時間が異なりますのでご注意ください。

※ メール・電話で問い合わせの際は、必ず明治大学外国留学奨励助成金の件であること、所属学部・学年・氏名
を申し出るようにしてください。

以上